

Hiroshima NOW

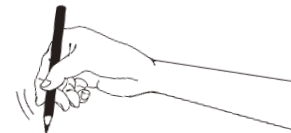
9

やさしい日本語 No. 17

2023

生活に
役に立つ

知っておきたい日本語



日本で生活する上で知っておくと役に立つ日本語を、毎月1つ紹介します。



今月の日本語：児童手当（じどう てあて）

子どもを育てている人が、子どもが中学校を卒業するまで（0歳から中学3年生まで）もらうことができるお金のことです。子どもと、子どもを育てている人がどちらも日本に住んでいるとき、この手当をもらうことができます。児童手当は1年で3回もらうことができます。もらうことができる日は2月と6月と10月で、1回につき4か月分の手当をもらいます。あなたが住んでいるまちの役所で児童手当の申し込みをしてください。

また新しく子どもが生まれたときやほかのまちに引っ越したときは役所でまた児童手当の申し込みをしてください。

※子どもを育てている人の収入などが決められた金額より多いときは児童手当のお金は月額5,000円または0円となります。くわしいことは、住んでいるまちの役所で聞いてください。



いっしょに覚えておこう！ ～児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当～

児童扶養手当

離婚や死亡などがりゆうで、一人でつぎの子どもを育てている人がもらうことができるお金です。

- 18歳までの子ども（18歳の誕生日のあとの、つぎの3月31日までもらうことができます。）
- 障がいがある19歳までの子ども

※もらうことができるお金は、^{かね}前の年^{まえ とし}に ^{きゅうりょう}もらった給料^きなどで ^き決まります。

※給料^{きゅうりょう}などが、^き決まった金額^{きんがく}より多い人は、^{おお ひと}この手当^{てあて}を ^{てあて}もらうことができません。

申しこみ方法^{もう ほうほう}：あなたが ^{じゅうみんとうろく}住民登録^{やくしょ}をしている ^{もう}まちの役所^{もう}に ^{もう}申しこみ^{もう}をしてください。

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

^{しょう}障がい^こがある ^{そだ}子ども^{ひと}を育てている人が、^こ子ども^{さい}が 20歳^{さい}になるまで ^きもらうことができる ^{かね}お金^{かね}です。

※給料^{きゅうりょう}などが、^き決まった金額^{きんがく}より多い人は、^{おお ひと}この手当^{てあて}を ^{てあて}もらうことができません。

申しこみ方法^{もう ほうほう}：あなたが ^{じゅうみんとうろく}住民登録^{やくしょ}をしている ^{もう}まちの役所^{もう}に ^{もう}申しこみ^{もう}をしてください。

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

とくに ^{おも}重い ^{しょう}障がい^{しょうじ}があつて、^{ふろ}食事^{せいかつ}や ^{てつだ}風呂^{てつだ}など ^{せいかつ}生活^{てつだ}の ^{てつだ}手伝い^{てつだ}をしてもらう ^{みつよう}ひつよう ^{かね}がある ^こ子ども^{さい}が、20歳^{さい}になるまで ^{かね}もらうことができる ^{かね}お金^{かね}です。

※給料^{きゅうりょう}などが、^き決まった金額^{きんがく}より多い人は、^{おお ひと}この手当^{てあて}を ^{てあて}もらうことができません。

申しこみ方法^{もう ほうほう}：あなたが ^{じゅうみんとうろく}住民登録^{やくしょ}をしている ^{もう}まちの役所^{もう}に ^{もう}申しこみ^{もう}をしてください。